

## 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の 公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

### [ 1 ] 市街地の整備改善の必要性

#### 現状分析

黒石市の中心市街地は、弘南鉄道黒石駅を玄関口として、日本の道百選に選定された「こみせ」を初め、蔵や庭園を備えた「かぐじ」、国重要文化財高橋家、名勝金平成園（澤成園）等の歴史的建築物が現存している観光地であり、このような観光資源のほか、公共施設、商店街、住宅地等を含む都市機能が集積している。

都市開発状況としては、平成3年から実施された黒石駅周辺土地区画整理事業が平成21年に完了したが、その一方では道路整備率が低く長期間未着手となっている都市計画道路があるほか、街なかでは、歩道に段差が多く幅も狭いため高齢者や障害者の通行に支障のする箇所がある等が課題となっている。

また、市民意識調査より黒石市の問題点・課題点として「バスや交通などの便が良くない」、「一方通行が多くて不便である」などの市街地整備に関連する部分についての項目が挙げられている。

中心市街地のイメージとして、「歩行者が多いまち」「人が集まる」等の声が多く、街なかのさらなる活性化が求められている。

#### 事業の必要性

中心市街地の観光資源である「こみせ通り」を中心に、縦横に張りめぐらされた電線類の地中化、道路の美装化をすることで一体的な景観の向上と観光地としての魅力を高める。

「こみせ通り」を含む街なかの良好な景観形成は、誰もがまちづくりの主役となれる意識を醸成する人材育成、及び郷土愛を育む場を創出する。

また、課題となっているユニバーサルデザインにも配慮し、観光客だけでなく市民も安心して楽しく、ゆっくり回遊できる環境を整備することが求められている。

このような連続した魅力ある歩行者空間を確保することで、観光・交流といった街なかのにぎわいを創出する必要がある。

#### フォローアップ

基本計画に位置付けられた各事業については、計画期間の各年度に進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

## [ 2 ] 具体的事業の内容

### ( 1 ) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

### ( 2 ) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

### ( 2 ) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名 4-①</b> 前町野添線電線共同溝整備事業 <b>内容</b> 電線共同溝整備 L=150.0m <b>実施時期</b> 平成 23 年度～ 令和 2 年度	黒石市	本路線は、「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されている地区内にあり、伝統的な「こみせ」の保存・修景整備とともに、こみせ通りとしての一体的な景観の向上を図る必要のある重要な路線である。 当事業は、縦横に張りめぐらされた電線類を地中化することにより、こみせ通りの観光資源としての価値を高めることで、観光客を増やし、にぎわいを創出させるため必要な事業である。	<b>支援措置</b> 社会資本整備総合交付金(道路事業) <b>実施時期</b> 令和元年度	
<b>事業名 4-②</b> 街なみ環境整備事業 <b>内容</b> 街なかの道路の美装化、景観の修復 <b>実施時期</b> 平成 30 年度～ 令和 9 年度	黒石市・民間	「こみせ」などの伝統的な景観の保全・形成並びに、街なかを回遊できる歩行者ネットワーク構築にあたり、道路の美装化、景観の復元を行うなど、歴史的風致の維持・向上を図る整備が必要である。 また、ユニバーサルデザインも取り入れ、魅力ある歩行者空間の確保を図るものである。	<b>支援措置</b> 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) <b>実施時期</b> 令和元年度～ 令和 5 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>事業名 4-①</b> 前町野添線電線共同溝整備事業【再掲】</p> <p><b>内容</b> 電線共同溝整備 L=150.0m</p> <p><b>実施時期</b> 平成23年度～ 令和2年度</p>	<p>黒石市</p>	<p>本路線は、「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されている地区内にあり、伝統的な「こみせ」の保存・修景整備とともに、こみせ通りとしての一体的な景観の向上を図る必要のある重要な路線である。</p> <p>当事業は、縦横に張りめぐらされた電線類を地中化することにより、こみせ通りの観光資源としての価値を高めることで、観光客を増やし、にぎわいを創出させるため必要な事業である。</p>	<p><b>支援措置</b> 無電柱化推進計画事業</p> <p><b>実施時期</b> 令和2年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし